

建設水道委員会

まちづくり

- 国の推奨する立地適正化計画は取り止め、周辺地域で人口が減っても幸せに暮らせるまちづくりに転換すること。そのために、農業や林業、漁業振興をはじめ、移住者を呼び込める仕事づくりなどの支援を強化すること。
- (仮称) 福山のまちづくり条例を制定し、住民主人公のまちづくりを貫くこと。
- 大規模公共事業優先政策を改め、自然や歴史の重視、居心地の良さなど、人間の生活を優先する未来型のまちづくりを志向した、住民主人公のまちづくりを進めること。
- 再開発・都市基盤整備は、大手デベロッパー主導は取りやめ、計画の段階から公開と市民参加を重視し、住民の利益と地域・地場産業の発展に役立つまちづくりを進めること。

【福山駅周辺整備と伏見町再開発】

- 福山駅周辺整備は、お城の景観と福山の歴史を最大限生かした特色のある整備を行うこと。
- 駅周辺緑地は市民交流、レクリエーション活動の場、都市環境の改善に資する緑地などであり、多様な役割を果たすスペースであることから、原則として建築物が建てられないオープンスペースとしての基本的性格を有しており、民間の事業者の収益確保に提供することは許されない。
- 市所有の駅北口広場とJR西日本所有の土地の交換は取り止め、JRの土地を取得し、市民の意見や歴史・文化財の専門家の意見を十分に組みつくし、貴重な歴史遺産である福山城や石垣・景観を生かした空間とすること。
- 伏見町再開発は、大規模開発は行わず、個人や事業者の住宅再建支援に力を注ぎ、低層、低容積再開発で、地権者の個別の権利を守ること。

【鞆のまちづくり】

- まちづくりは計画の段階から、住民参加を保障し、防災を理由に、防潮堤の設置などの新たな大型公共事業の持ち込みは止めること。
- 歴史的建造物については、大改築もできるよう補助額を大幅にふやし、保存実績がさらに上がるよう改善すること。
- 早急に、港湾5点セットを国の重要文化財に申請すること。
- 江元一町内から焚場までの海浜付近の文化財の水中考古学調査を行い、歴史的価値を明らかにすること。
- 江之浦から焚場間の海浜の景観を保存すること。
- 港湾内への生ごみ投棄を止めさせ、清浄な水質を保つこと。
- 公共下水道の布設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。
- 平地区と原地区の港湾への山側トンネル掘削から出る土砂による埋め立ては行わないこと。

【神辺のまちづくり】

- かななべ川南区画整理事業は、当初の約150鈔から、10・6鈔に縮小された。従来の換地方式では、弱小地権者の土地の提出や清算金により、一部の市民に重い負担をかけることになる。弱小地権者の財産権や居住権を侵害しないこと。
- 地区計画区域の道路建設は用地買収方式で行うこと。
- 農地を市街化調整区域に編入できるように、都市計画を変更すること。
- 古墳群、国分寺、本陣、廉塾、管茶山旧宅など、神辺町の史跡、文化遺産を保存・活用をはかること。

公共事業

大型開発優先から、安心・安全の防災・老朽化対策に公共事業の大転換を図ること

日本列島の地震活動が活発になっていると指摘されており、気候変動の影響で風水害も激甚化・頻発化している。自然災害から国民の命と財産を守ることは政治の要であり、防災・減災対策の抜本的な強化が求められる。

(1) 大規模開発事業の復活ストップ、新規建設を抑制し、防災・老朽化に備えた維持・更新事業を優先すること。

○「建設さきでありき」の建設計画を根本から見直し、新規建設を抑制すること

事業中を含む高速道路は、多くが20〜30年前の第四次全国総合開発計画（4全総）をもとに計画されている。社会経済情勢の変化に係らず、建設計画だけを推進するやり方を改め、福山道路、福山沼隈道路などの6路線建設は中止すること。

○ 公共事業の徹底した見直しをすすめること。

福山北産業団地2期事業は、コロナ禍でいっそう厳しくなった景気動向や将来の人口減少、近隣市町の工業団地との競合などを勘案すれば、売却の見直しは不透明で、きわめてリスクが高い。また、自然環境の破壊にもつながる。情報公開を徹底し、市民参加で事業の見直しを図ること。

○ 既存公共施設の老朽化対策、防災・耐震化を急いですすめること

道路橋、トンネル、上下水道、学校施設など既存施設の老朽化が深刻になっている。また、南海トラフ地震の被害が想定される福山市の海岸・河川堤防の耐震強化が必要とされている。既存施設の老朽化実態把握、修繕・更新費用の試算、長寿命化計画を急いで策定し、対策を実施すること。

(2) 大規模開発事業優先から、住民生活密着・地域循環型、防災対策の事業へ切り替えること

総合体育館建設、次期ごみ処理施設建設、北産業団地開発、新庁舎建設、駅前再開発など、官民一体で大規模事業が進められてきた。これらの大型公共事業は、大手ゼネコンや大企業への仕事提供となり、地域の中小事業者には仕事が回らない。生活に身近な小規模事業を優先してこそ、地域経済・雇用を守ることができる。維持補修など身近な小規模工事は地域の中小企業が受注すれば、仕事起こしにもなり、地域の雇用拡大につながる。公共事業は、大規模開発事業を転換し、住民生活密着型・地域経済循環型に切り替え、生活道路、上下水道、学校など、より住民に密着した事業を優先すること。

建設産業の健全化、建設現場の労働災害なくし、建設労働者の賃上げ、労働条件改善をはかること

① 工事偽装防止へ、国の監督責任を果たさせること。

建設工事データ偽装、賃貸住宅で法違反の不正建築など、不祥事が相次ぐ建設業界の体質改善に向け、重層的下請け構造の是正、公正な取引環境の整備などと合わせ、国の監査・監督を抜本的に強化するよう、要望すること。

② 建設現場の労働災害をなくし、安心・安全に働く職場環境を整えること。

建設職人、従事者の工事現場での安全を確保するために、設計段階から適正な工期を確保するなどの対策を徹底すること。

労災保険等の法定福利費は、元請け企業に、別枠で支払うよう徹底し、制度化すること。

③ 官民ともに、技術の伝承と後継者の育成に力を入れること。

○ 今日まで、自治体リストラで土木・建築技術者が削減され、現場の技術力が低下し、とくに減災・防災対策、老朽化対策で大きな障害になっている。インフラ維持管理できる技術者系職員を確保し、育成すること。

○ 地域の建設産業の後継者の育成、建設職人の育成、職業訓練への公的支援を強めること。

④ 建設従事者・労働者の長時間労働を是正すること。

重層下請け構造の建設業界では、以然として長時間労働が蔓延している。元請企業に、工期を迫られた下請事業者やその労働者が、長時間労働で対応せざるを得ないのが実態である。現場での労働時間管理の徹底、完全週休2日制の導入、民間も含めた適切な工期設定による休日の拡大などの取り組みを推進し、建設工事従事者の長時間労働を是正すること。その際、建設工事従事者の収入が減らない方策をとることを含め、発注者・元請け事業者の責任を明確にして取り組むこと。

⑤ 公契約条例を制定し、建設労働者の確実な賃上げ、労働条件改善をはかること。

下請けの一人親方・請負労働者など、すべての労働者への最低賃金規定や労働条件を明記し、元請け業者に支払い等を義務づける「公契約条例」を制定すること。

民間工事についても、適正賃金が支払われる仕組みをつくるため、労使の協議会を設置するなど、建設産業労働者の適正な賃金等に関する話合いの場を設けること。

⑥ 談合・ダンピングを排除し、重層的下請け構造を改善する公正民主的な発注を行うこと

- 地域建設業者、中小事業者への直接発注をすすめ、中小業者の受注機会を確保すること。大手ゼネコンが地域の公共工事を受注する傾向が強まっている。大手が元請けとなり、実質的な工事施工する地域の中小建設業者が二、三次下請となる発注を改め、地域の公共工事を地域の中小業者に直接発注するよう、分割発注などを行うこと。
- 談合をなくし、ダンピング競争を防止するため、公正、明朗な入札、契約制度を実現し、情報開示を徹底すること。
- 電算業務委託は随意契約から、一般競争入札へ転換すること。
- 安易な随意契約やプロポーザル方式の発注は、厳に戒めること。
- 「一社入札」とならないよう広く周知し、透明性、公平性を確保し、総合評価方式の発注にあたっては、一部事業者への偏りや恣意的な発注とならないよう、厳正に審査すること。
- 総合評価方式については、新規事業者の参入や育成に道を開き、公平公正なものとする。
- 一事業者への年間発注総額や件数に制限枠を設け、公共事業への過度な依存を廃し、多くの事業者に行き届くよう配慮すること。
- 暴力団および、その関係者の公共事業への介入や不法行為を許さないこと。

⑦ 市内中小業者への公共事業発注を抜本的に拡充し、中小企業の保護・育成を図ること。

- 福山市の工事請負契約の厳格な実施、公共工事の施工にかかわる「監督員」や「工事検査員」が下請け単価の適正な履行や下請負契約の内容（支払方法）についても指導、監督をおこない、下請けが不当な扱いをうけないようにすること。
- 下請け代金の支払期日を定める義務、および遅延利息の支払い義務、下請け代金減額の禁止、返品禁止、買い叩きの禁止、購入強制の禁止、報復措置の禁止、割引困難な手形の交付の禁止など「下請け二法」にもとづく、下請け保護の強化を行うこと。
- 技能労働者の待遇改善と下請け業者の社会保険加入について、確実に実行されるよう、発注者として、直接把握すること。
- 住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度を創設すること。
- 小規模工事等希望者登録制度を創設し、地域の個人事業者などに学校や公民館などの小修繕などの仕事を直接発注できるようにすること。

交通問題

① 歩行者を交通事故から守ること

- 2019年の交通死亡事故発生状況（警察庁交通局）を見ると、歩行中が36・6%と最も多くなっている。○自動車優先から歩行者優先の道路交通政策に切り替えること。
- 市街地中心部や住宅地など住民の生活空間の道路整備は、歩行者が安心して歩行できることを優先すること。衝突時に時速30kmを超えると歩行者が致命傷を負う確率が急激に高まる。「ゾーン30」「生活道路対策エリア」を増やし、区域内の速度制限や侵入抑制、歩道側の整備や、「ハンブ」や「狭さく」、「スラローム」の設置などを増やすこと。
- 幅の狭い歩道の拡幅、段差の解消、歩道の中の歩行障害になっている電柱は移動させること。
- 歩行者の死亡事故のうち65歳以上の高齢者が70%を占めており、特に夜間の発生が多い。夜光反射材の周知・配布を行うこと。

② 子どもたちが安心して通行できるように、交通安全対策を緊急に講じること

- 「交通量が多い」「ガードレールがない」「交差点に横断歩道がない」「見通しが悪いのに交差点に信号機がない」「交通量が多いにもかかわらず歩道が狭い上に片側にしかない」「踏切の見通しが悪い」などの危険箇所総点検し、安全対策を緊急に講じること。
- 通学路交通安全プログラムにもとづく対策必要箇所の整備を早期に完了すること。
- 危険箇所について、子どもの見守り活動や交通安全指導など効果的な改善をすすめること。
- 学校や保育園等、公園の半径500m以内の道路は、「ゾーン30」区域の指定をすすめること。

③ 障害者が安全に安心して通行できるように道路や設備などを整備すること

視覚障害者が安全に道路を横断するための音響式信号機は全国で信号全体の1割、横断歩道上に点字ブロックがある「エスコートゾーン」はたった1%しか整備されていない。国・県に増設を要望するとともに、福山市独自の障害者安全通行対策をおこなうこと。

○ 歩行空間のバリアフリー化を進めること

④ 高齢者の移動を支援すること

○ 運転免許証を自主返納した高齢者に、バスやタクシーなどの交通費を助成する制度を創設すること。

○ 地域鉄道、地域循環バス、オンデマンド交通、乗合タクシー、福祉タクシーなど地域公共交通網の整備を最優先してすすめ、高齢者の移動手段を切れ目なく確保すること。

○ 高齢運転者の交通事故防止に向け、「衝突被害軽減ブレーキ」やアクセルとブレーキのペダル踏み間違い防止対策などの機能をつけた「安全運転サポートカー」や後付け装置の普及を促進し、導入を補助すること。

○ 地域住民の支え合いによる高齢者の移動手段確保の取り組みを支援すること。

⑤ 交通・移動の権利を保障すること。

これまで住民の足となってきた鉄道・バスなどの路線廃止が相次ぎ、地域公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等、「移動制約者」が増大している。交通・移動の権利は、日本国憲法が保障した居住・移転の自由(第22条)、生存権(第25条)、幸福追求権(第13条)など関連する人権を集合した新しい人権である。国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通・移動の権利を保障し行使することが欠かせない。

○ 国に対し、地域公共交通への財源補助をさらに強めることを求め、福山市も交通・移動の権利を保障する格段の努力を行うこと。

○ 周辺部のバスの撤退が続いている。撤退地域については、バスに代わる大型タクシー等の運行を拡充するなど、地域交通を守る新しい方式を構築すること。

○ 交通弱者の生活を支えるため、支所や市役所、病院、ライフ拠点を結ぶコミュニティバス・タクシーの運行など、公の責任で、多様な交通手段を確保すること。まわろーズの赤ルートの復活と、中心部以外にも運行を拡大すること。

○ 生活基盤である地域公共交通を地域社会経済基盤として再生するには、事業者任せでは展望は開けない。福山市が財源を確保し主体的に関与する事業制度を検討すること。

⑥ 自転車の安全な利用環境を整備し、地球温暖化や渋滞対策の観点からも、自転車利用のいっそうの促進を図ること

○ 自転車通行空間は、歩道や車道と構造的に分離したり、車道混在で側溝がある場合は雨水排水集水のエプロン幅を狭くしたりするなど、安全性の向上をはかり、整備を推進すること。

○ 自転車乗用中の交通事故死亡者のうち、ヘルメット非着用の場合が95・6%となっている。ヘルメットの着用を周知徹底し、購入費用を補助すること。

○ 自転車利用者の保険加入を促進し、費用を補助すること。

○ 地域のニーズに応じ、無料駐輪場の整備を推進すること。「自転車駐車場附置義務制度」の導入を進めること。

鉄道政策

鉄道は、大量の人とモノの移動を支える足であり、環境にもやさしい公共交通機関である。クルマ中心・道路偏重行政のもとで、赤字路線が増え、地方ローカル鉄道や都市部の電車など相次いで廃止されてきた。高齢化や人口減、地球環境問題、過疎化など社会経済情勢の変化に伴い、鉄道のもつ重要な役割を改めて位置付け、安全と公共性の確保を前提とした鉄道行政への転換が求められる。

○ 全国の鉄道網を未来に引き継ぐために、国が責任を果たすよう、強く求めること。

○ 鉄道施設の安全対策バリアフリー化を緊急課題として促進するよう、国、及びJRに求めること。特に、1日の利用者数3千人以上の備後赤坂駅のバリアフリー化を急ぐこと。

○ 鉄道駅にホームドア(可動式ホーム柵)を緊急に設置するよう求めること。

○ 二度と踏切死亡事故が起きないように、JR西日本に対し、市内の第四種踏切への警報機、遮断機の設置を強く求めること。

○ 鉄道駅の無人化の撤回をJR西日本に求めること。

道路問題

- 道路建設は、大型道路建設は取りやめ、生活道路整備の方向に抜本的に転換すること。
- 住民が反対している福山道路、福山西環状線など自動車専用道や福山・沼隈道路建設計画は白紙撤回すること。
- 渋滞解消のため既存道路の拡幅、右左折路線・橋の増設、立体交差など改良・改善をすすめること。
- 道路の劣化による事故や自動車の損傷が後を絶たない。維持改修予算を抜本的に増やし、生活道路のいたみ、破損の補修、舗装を急ぐこと。
- 消えかかっている道路の白線や路面標示はすみやかに塗り替え、規制線、横断歩道については県に要請すること。

住宅問題

- 市営住宅の入居基準収入分位の抜本的引き上げを行い、中堅層も入居できるようにすること。
- 市営住宅の住民の共同活動や良好なコミュニティーの育成を支援すること。
- 市営住宅の新規建設をすすめるとともに、改修予算を抜本的に増やし、供給戸数を増やすこと。また、民間賃貸住宅を借り上げて市営住宅にするなど多様な供給方式の活用すること。
- 市営住宅に同性パートナーの入居を認めること
- 住宅確保要配慮者居住支援協議会を設置し、高齢者や障害者、低所得者などの住居確保ときめ細かい居住支援の仕組みを構築すること。住宅セーフティネット法を活用して、家賃補助や空き家の活用を進めること。同法の補助制度の市区町村負担分の軽減を国に求めること。
- 単身者用、障害者・高齢者向けの市営住宅を抜本的に増やすこと。
- 既存の市営住宅のバリアフリー化・エレベーター設置を進めること。
- 市営住宅入居の際の保証人確保要件を不要とすること。
- 市内中心部に、単身者を含む若年層向けの市営住宅を建設すること。若年・子育て世代の家賃補助制度を創設すること。
- リストラや派遣労働者の雇い止めにともない、住居を失う労働者や派遣社員について、住まい確保のため市営住宅の整備や住宅の借り上げなどの手立てをとること。
- 市民の住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など、安全で快適な住宅をめざすリフォーム助成制度を抜本的に拡充すること。
- マンションの老朽化と、居住者の高齢化が問題になっている。分譲マンションの維持・管理に対する公的な支援を創設し、安全、快適で、長持ちするマンションをめざすとりくみを支援すること。
- 危険空家等の除却補助事業を拡充すること。

下水道事業

- 下水道使用料金を引き下げること。
- 下水道利用料金の減免制度を復活すること。その際、市民税非課税世帯、保育所、高齢者世帯、子育て世帯なども対象とした減免制度の拡充をはかること。
- 特に、市街化調整区域などへの農業集落排水事業・個別の合併浄化槽整備など、住民が選択できるような情報を公開し、住民参加で水浄化、排水システムづくりをすすめること。維持管理費・検査費などの負担を軽減すること。
- 公共下水道国庫補助率、補助対象を拡大し、低利長期の政府資金導入など国へ働きかけること。
- 新浜浄水場跡地は、住民の要望に基づき、地震や津波時の避難場所として整備すること。
- 下水道事業の広域連携を行わないこと

水道事業

- 国は、水道事業の民営化を進めている。国民の命と主権にも関わる水道事業の民営化や外国資本への売渡しは厳に行わないよう、国に求めること。
- 今後も、水道事業の直営を貫き、外部委託や民営化・広域連携は厳に行わないこと。
- 水道料金は低料金に抑え、生活保護世帯への減免制度を復活し、低所得世帯への減免制度を創設すること。

- 保育所、高齢者や障害者世帯、子育て世帯なども対象とした減免制度を創設すること。
- 水道料金滞納世帯への給水停止はおこなわないこと。
- 大企業への工水の価格を引き上げ、八田原ダム建設にともなう上下水道会計の維持管理費や減価償却費の負担を軽くすること。また、第六期拡張計画の見直し、国庫補助の増額を国に要求すること。
- 八田原ダムの操作マニュアルを改善し、たん水に余裕をもたせ、渇水時の水の供給を安定化させること。
- 市内の川に清流を取り戻すよう、水量を増やすこと。
- 共同住宅および二世帯住宅などの水道料金割引制度の周知徹底を図ること。
- 河口堰の開放に必要な条件整備を進めること。

災害対策

災害からいのち財産を守る防災・減災、老朽化対策事業の重点化を

市民目線でのインフラ総点検など実態・現状把握をすすめる、危険個所の指定公表、ハザードマップの作成をすすめること。

2018年西日本豪雨では、土砂災害危険区域に指定されていない区域での土砂災害があった。市民目線でのインフラや施設の点検を実施し、浸水想定区域、土砂災害危険区域など災害危険個所の指定と公表をおこなない、町内毎に避難経路等含めたハザードマップを作成し、地域住民に周知徹底すること。

① 気候変動による激甚化・頻発化する災害に対応した河川整備計画や防災計画の見直し、まちづくり計画に反映させること。

西日本豪雨は、経験したことのない記録的大雨で、河川整備計画の欠陥、不十分さが露呈した。土砂災害対策は、広島県の災害を機に土砂災害防止法の改正など対策強化されてきたはずなのに、県内での土砂災害が繰り返されている。気候変動などによる経験のない災害に対応した防災安全対策へ、既存対策を総点検し、計画を見直し、強化すること。

② 異常気象等による経験したことのない大雨、洪水、水害対策の強化を

- 河川の無堤地区の早期解消、堤防強化、河道掘削、樹木伐採などの整備、遊水池など流域全体を対象にした治水対策を抜本的に強化すること。
- 河川堤防の強化へ、ハイブリッド堤防など耐越水堤防の整備をすすめること。
- 手城川（二級河川、県管理）の流域治水対策事業の進行を急ぐこと。
- 手城川の支流と本流の合流地点の拡幅を行い、越流地点を調査するとともに、有堤河川とするよう、改修計画を県に要望すること。
- バックウオーターや内水氾濫対策、排水場施設整備を急ぎ、浸水箇所の嵩上げ、遊水池、貯水池の増設など流域治水対策を強化すること。
- 芦田川などの河川改修予算の増額を国に求めること。
- 加茂川、高屋川、深水川など県管理河川の樹木伐採・堆積土砂の撤去を早急に行うよう県に求めること。
- 市内水路の越流地点の総点検を行い、水路の改修、護岸、路肩の改修やかさ上げを早急に行うこと。
- 水路のヘドロ、河川の堆積土砂の除去を定期的に行うこと。
- 古くなっている農業用井堰や排水ポンプの改修・新設を進めること。
- 吉野川、井溝川水域など、新たな排水機や排水路の整備を行うため、河川改修計画を早急に策定すること。
- 市として移動式排水ポンプ車を購入し、浸水を防ぐための機動的な体制を整備すること。
- 排水ポンプの冷却水補給など、ポンプの整備維持管理を定期的に行うこと。
- 砂防ダムの堆積土砂を定期的に撤去するための「除石計画」を策定し、実行するよう広島県に強く要望すること。
- 土砂災害特別警戒区域の解除を安易に行わないよう県に求めること。
- 松永羽原川の排水対策を抜本的にすすめること。松永町上之町の危険地域の防災対策を急ぐこと。
- 曙町の排水ポンプの新設について検討・設置すること。
- 水田の減少で、地域の雨水貯留能力が低下している。雨水貯留槽設置費補助制度を創設すること。
- 止水板設置の補助額を増額すること。

③ 大雨、地震による土砂災害、山崩れと宅地等の液状化対策の強化を

- 土砂災害危険箇所等の調査・情報公開を徹底し、危険区域からの移転を、補助制度の拡充や危険地の公有地化などの支援で促進すること。

全国で、土砂災害警戒区域や山崩れ想定箇所の危険区域の指定、公表が遅れ、被害を受けた地域が豪雨による土砂災害でも多く見られた。土砂災害、山崩れの危険箇所等の調査、区域指定を総点検し、危険性の高い箇所については、山の地盤変動を常時観測し、住民に知らせ、早期に避難できるように情報公開を徹底すること。特に危険な箇所からの移転を促すため、移転先のあっせん、費用の支援など援助とともに、危険地の公有化など移転しやすい環境を整える必要がある。また、危険区域への新たな宅地などの開発、住宅等の建築を禁止するとともに、危険区域の管理を個人所有者まかせにせず、土地の買取りを含め、公的管理を強めること。

避難計画などソフト対策と同時に、砂防ダム等のハード対策を、より効果的に見直し、緊急対策箇所への集中配分など必要な予算確保をおこなうこと。

- 液状化対策強化へ宅地造成法等の見直し、公的支援の取り組みを強化すること

- 海岸を埋め立てた市街地の液状化ハザードマップを作成すること。地盤沈下や改良に対する公的支援制度を創設すること。

④ ブロック塀等危険物対策、エレベーター閉じ込めなど建築物の安全、震災対策

建築物やブロック塀の倒壊、宅地の液状化などの震災対策は、耐震基準の引き上げや耐震改修の強化など緊急対策が必要である。

- 台風などでブロック塀、看板、工事現場の足場、トタン屋根などの崩壊、吹き飛ばしが起こらないよう、通行路の点検を行うこと。

- 危険なブロック塀改修補助は、通学路に限らず、全ての生活道路を対象とすること。

- 地震でエレベーターが停止、閉じ込めが起こらないよう、エレベーター等の対策強化をおこなうこと。

⑤ 南海トラフ地震・津波を想定した津波浸水被害対策を抜本的に強化すること

- 災害救助艇の配備を抜本的に強化すること。

- 電柱などに、予測浸水レベルのテープを巻くなど、海拔表示を抜本的に増やし、日常的に危険度が認識できる手立てを強化すること。

- 海拔ゼロメートルや低い地域が広がる平野部に、多くの市民が生活している。浸水予測と地域内人口にふさわしい避難場所を設置すること。

- 高台やビル等の適切な避難場所がない地域については、新たな方法を模索し、災害時避難タワー、最新の津波避難艇などについても研究し、人命最優先の対策を講じること。

- 津波・浸水予測情報（ハザードマップ）を各戸に知らせ、住民とともに、安全な避難経路の確保、避難訓練を行うこと。

- 震度7の直下型地震に耐えられるよう学校や市営住宅・病院など全ての公共施設、水道・ガス管など、安全性の面からの総点検を直ちに実施し、耐震補強を急ぐこと。

- 個人住宅耐震化補助制度の周知徹底を図り、福山市の助成額と適用件数を引き上げ、活用しやすいものとする。

- 大規模災害に即応できる全庁的な危機管理防災体制と人員を強化すること。

- 急傾斜地（崩壊危険箇所）解消策を抜本的に強めること。そのために、国及び県に予算の増額を強く求めること。

⑥ 防災対策と災害復旧支援を拡充すること。

- 全避難所の調査を行い、バリアフリー化を行うこと。

- 体育館にエアコンと多目的トイレを設置すること。

- 福祉避難所にもなる施設に自家発電設備の設置を補助すること。

- 災害見舞金を増額し、床下浸水にも支給対象を広げること。

- 被災者生活再建支援は、水害、土砂災害、地震災害などすべての自然災害を対象にしたものに拡充すること。

- 床下浸水、フロア浸水についても、支援の対象とし、助成額を増額すること。

- 住宅再建支援制度の具体化を進めること。

- 小規模崩壊地復旧事業について、市民の負担分を軽減するための助成制度を創設し、速やかに復旧を進めること。

- 災害復旧事業や小規模崩壊地復旧事業にも該当しない、民有地の山や墓苑墓地の土砂崩れの復旧支援制度を創設す

ること。

- 国の災害復旧事業が対象とならない農地・農業用施設に対し、復旧のための市の補助制度を創設すること。
- がけ地近接危険住宅移転事業と、福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業の補助率や補助額を引き上げ、申請件数を増やすこと。
- 家庭の非常時持ち出しセット保有向上のため、市独自の補助制度を創設すること。

安心安全のまちづくり

- 芦田川への児童転落死亡事故等、不幸な水難事故が起きている。国土交通省と連携し、転落防止対策を抜本的に強化すること。
- 水路・ため池転落死亡事故防止のため、水路の蓋かけ、ガードレール、ガードパイプの設置など安全対策を抜本的に強化すること。特に周辺部の対策予算を増やすこと。
- 高齢化社会が進行する中、市街化調整区域や農道、ため池の危険箇所を把握し、転落防止柵を設置するなど、安全対策をきめ細かに行うこと。
- 防犯灯を大幅に増やすために、設置費や更新補助制度をつくること。市の直接設置を行うこと。
- 松浜町一丁目、入船町二丁目、住吉町、南町などの風俗営業などの「客引き」「声かけ」「駐車違反」などが周辺の住民の生活環境を壊している。これらへの対策強化を関係機関と連携して、引き続き強めること。住民の苦情や情報を受けつける窓口を設置すること。